

転売オークション会員規約

事務局

古物市場管理者 小林 裕昌

東京都港区芝大門1-2-8

COSMICビル4階

株式会社 HAPPY PRICE

①ハッピープライス転売市場会員規約

第1条（目的）

本規約は本会の競売事業を行うため、これに必要な手続き方法その他の事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（取扱品目）

当オークションは下記に掲げる古物の売買並びに仲介を業として取り扱うものとする。

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 衣類 | ④携帯電話・家電・AV機器 |
| ② 時計宝飾品類 | ⑤スポーツ・アウトドア用品 |
| ③ 皮革ゴム製品類 | ⑥骨董品・絵画等 |

※上記すべてダンボールで通常発送ができる大きさに限る。

第3条（名称）

当オークションは「オークファン presents ハッピープライス転売市場」と称する。

第4条（開催地）

当オークションは、東京都港区芝大門1-2-8 COSMICビル5階にて開催するものとする。

第5条（開催日）

当会は、原則として毎月第2・4月曜日に開催するものとし、開催日に変更が生じた場合は事前にホームページに記載する。

第6条（営業時間）

当オークションの営業時間は午前10時から午後6時までとする。但し、当会の判断により営業時間を延長・短縮することがある。

第7条（参加資格）

当オークションへの参加資格は次の各号を全て満たすことを要する。

- ① 古物許可証を所持していること
- ② オークファン presents ハッピープライス転売市場会員登録済みのものであること
- ③ 本規約を遵守することを保証するものであること

第8条（入会方法）

当オークションに参加しようとする者は、以下の手続きをもって当会の承認を得なければならない。中途退会した場合でも、入会金は一切返金しない。

- ① オークション入会申込書の提出
- ② 古物商許可証の写しの提出
- ③ 入会金の支払
- ④ その他事務局が求める書類の提出ならびに事務手続き

第9条（入会金および更新料）

当会への入会希望者は、入会金として1社につき5,000円（税込）を入会時に支払うものとする。

第10条（参加費）

当オークションへの参加は、1開催日1名につき3,000円（税込）の参加費を支払うものとする。

第11条（取引方法）

- （1） 当オークションでの取扱品の所有権は、代金の支払いが完了するまでは売主に帰属し、代金の支払と同時に買主に移転するものとする。
- （2） 当オークション会場内において物品の減失・毀損・盗難等が発生した場合でも、当会は何らの責任も負わないものとする。
- （3） 取引は必ず当オークションを通して行うものとし、当オークション会場内において会員間の直接取引を行ってはならない。

第12条（返品）

買主は、当オークションにより落札した商品の瑕疵を理由として返品等の要求をすることはできない。但し、見た目では判断出来ないもの（売主保証があるもの）や商品の品質についての申告に誤りがある場合は、落札日から起算して2週間以内に事務局に対し申し出た場合に限り当会において返品手続きの仲介を行う。尚、返品の場合にも手数料の払い戻しはしない。

第13条（手数料）

オークション手数料は、以下のとおりとする。

- （1） 売主が負担するオークション手数料は、売買成約額の5%とする。ただし、事務局の

判断により必要と認めるときは、売主と個別契約を結結するものとし、売主はこの別に定める個別契約に基づきオークション手数料を支払うものとする。

- (2) 買主が負担するオークション手数料は、落札した個々の商品に対して計算するものとし、その計算は2万円未満の古物購入額に対しては10%、2万円以上の古物購入額に対して5%とする。ただし、事務局の判断により必要と認めるときは、買主と個別契約を結結するものとし、買主はこの別に定める個別契約に基づきオークション手数料を支払うものとする。

第14条 (決済)

- (1) 当オークションの取引代金の決済は、現金または銀行振込をもって決済することとする。但し、銀行振込にかかる手数料は会員の負担とする。
- (2) 前項の決済にあたっては、原則として取引日の翌営業日を決済期限とする。
- (3) 事務局は決済の円滑化を図る為に、売買明細書を発行することとする。
尚、売買明細書の再発行はしない。
- (4) 当会は売主買主間の債権債務について、代位弁済および立替払いをする義務を有さない。

第15条 (不正品等の出品の禁止)

当オークションには、盗品その他不正品の疑いのある物品は出品してはならない。

第16条 (禁止事項)

当オークションでは、良好且つ健全な市場環境を維持するため、以下の行為を禁止事項とする。

- ① 出品者および出品物を中傷する行為
- ② 当オークション参加社に対する、他オークションへの勧誘行為
- ③ 当オークションを通さない会員間の直接取引
- ④ 暴力行為その他暴力的な言動など、良好且つ健全な市場環境の形成を阻害する行為

第17条 (反社会的勢力の排除)

当会は当会入会希望の者が次に掲げる事由に該当すると認める場合には、入会契約に応じないものとする。また、当会との入会規約締結後に、会員が次の各号に該当すると判明したときまたは該当したときは、当会は会員資格を剥奪し入会契約を解除するものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

- ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する場合
- ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する場合
- ④ 自己、自社もしくは第三社の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する場合
- ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する場合
- ⑥ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する場合
- ⑦ 自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行った場合
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
 - (オ) その他前各号に準ずる行為

第18条（入会資格の取消）

当会は、当会入会者に以下の各号に該当すると認めた場合は、入会資格を取り消すことができる。但し、入会資格を取り消した場合でも、入会金・更新料・参加費等の返却は行わない

- ① 古物商許可が取消となった場合
- ② 当オークションの円滑な運営を妨げると判断した場合
- ③ 当規約を遵守しない、又は遵守できないと判断した場合

第19条（免責事項）

当会は、当会会員に対し以下の項目について免責されるものとする。

- ① 当オークション出品物の瑕疵による落札者が蒙る一切の損害
- ② オークションの中断・中止により参加者が蒙る一切の損害
- ③ 天変地異、暴動、その他不可抗力等、当会の責めによらない出品物および落札物の破損、減失

第20条（その他）

- (1) 第2条の取引品目および第5条の開催日については状況により、当会において変更することが出来る。
- (2) 実施の細部については別に定める。

- (3) 当会は当オークション会場内の確認及びトラブル防止のため、会場内の録画・録音をする権利を有するものとし、会員は前記目的の範囲内においては肖像権を放棄する。
- (4) 当会および当オークションに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

②ハッピープライス転売市場

入会申込書 兼 誓約書

ハッピープライス転売市場

代表 小林 裕昌 殿

ハッピープライス転売市場規約に同意し、会員として入会いたしたく、ここに申込書(兼誓約書)を提出します。

爾後、貴会および紹介者に対して一切のご迷惑をおかけしないことを誓約します。

平成 年 月 日

申込人 住所

商号(店名) _____

代表者名 _____

※添付書類 古物商許可証の写しを添付してください

お客様の周りにご案内が届いておらず、参加をご希望される方がいらっしゃいましたらお気軽にご紹介ください。

ハッピープライス転売市場入会希望の方を紹介します。

紹介者 住所 _____

指名 _____ 印 _____

紹介者 住所 _____

指名 _____ 印 _____

④売主様側への規約及び申し合わせ事項

- (1) 手数料5%。
- (2) 支払方法は、即日現金払い もしくはお振込とさせていただきます。
- (3) お振込をご希望の荷主様はお振込先をお知らせください。
- (4) 売買成立後の商品の取り戻しは原則として出来ません。
- (5) 消費税は、競売落札価格に含みます。
- (6) 指値が入っていない商品の後交渉はお受けできませんのでご了承ください。
- (7) 落札後の品物でその後盗品等が判明した場合は返品の対象となります。
- (8) 出品商品には必ず、出品表と同じ番号札をお付けください。
- (9) 出品された商品で取り戻し事情のある場合、原則オークション終了後に返却致します。売買成立後の取り戻しは原則としてできません。
- (10) 委託出品で指値の入っていない商品は売り切りのオークションとさせていただきます。指値がある場合は、(3千円以上)は、必ずご記入お願い致します。
- (11) 出品商品はすべて成行での取引となります。また、外見にて判別できない機械のサビ・故障等があった場合の後交渉の一報は、オークション本番当日から2週間以内に限らせて頂きます。
- (12) 出品商品で1万円以下の値が予想される品物につきましては、当オークションにてロットにする場合があります。
- (13) 色石類は、売主様の出品リスト記載通りに出品します(例:ヒスイ・ルビーなど)。落札後の鑑別の結果、記載とは違う場合は返品の対象となりますのでご注意ください。
- (14) 電池切れの商品は電池を入れて出品してください。電池切れで出品された場合、動作は荷主保証となります。
- (15) 偽物の商品は原則受け付けません。アフターダイヤについては、必ず明記して下さい。

上記のルールに抵触した場合は、返品の対象となります。

ハッピー東京オークション事務局

(株)ハッピープライス 内

TEL: 03-6809-1690

FAX: 03-3431-0406

⑤買主様側への規約及び申し合わせ事項

- (1) 手数料2万円以上5% 2万円未満10%
- (2) 取引は、すべて事前振込、即日現金精算とし、売掛は一切いたしません。ただし、やむを得ず買越となった場合、買越分の落札品の引き渡しは精算後となります。
- (3) 会場で確認できる事項での後交渉はお受け致しません。買主様ご自身の見た目の判断にてお願い致します。
- (4) また、コピー品等に関しましても買主が会場で十分に確認してください。以上の理由での取引後の交渉はいたしませんのでご了承ください。
- (5) 後交渉期間は、オークション開催日の翌日から起算して2週間以内となります。その期間を過ぎた交渉は一切お受けいたしませんのでご注意ください。
- (6) 入場には当大会の許可が必要です。(必ず名札をつけてください)。
- (7) 掛け声(セリ)に付調は使わず、ハッキリとした数字で声を掛けてください。
- (8) 出品表に記載の定価は、荷主の申告通りとしております。定価違いによる後交渉はおうけできませんのでご了承ください。
- (9) 御買い上げ品の引き合わせは、当会係立会いの上でお願いいたします。
- (10) 古物営業許可書を携帯してください。
- (11) 出品者名は全て番号制にしてありますので、役所関係等で出品者名が必要な際は、(TEL:03-6809-1690)オークション担当までお問い合わせください。
- (12) 出品リストはあくまで参考資料ですので、ご自身でご確認の上、競りにご参加ください。

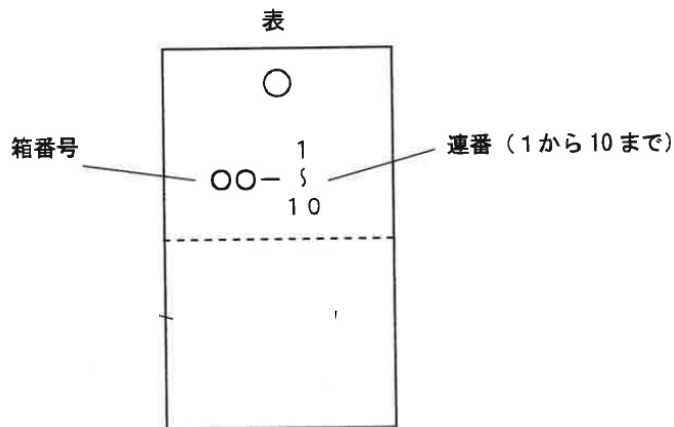
⑥転売市場出品に関する注意事項

お客様の大切な商品の紛失を未然に防ぐため、当オークションでは、出品商品に連番（1 から 10 まで）を記入していただいたタグをつけて管理をさせていただきます。

出品準備をして頂く際必ず商品とタグをアンビタッチでつけて頂きますようご協力お願い致します。

タグのつけ方について

- ① 事務局よりお送りしたタグに箱番号・枝番号を記入していただき、該当する商品にタグを付けてください。
- ② 記入例



※箱番号は事務局よりお伝えいたしますので出品点数が決まり次第お問合ください。

オークション開催の2週間前より箱番号の予約を開始致します。

箱セリ希望の商品に関して、箱1箱につき枝番号1つとさせていただきます。

- ③ リストと商品を合わせてお送りください。
- ④ 商品到着期限は、開催日2日前の土曜日午前着・当日午前着とさせていただきます。

※当日持ち込みも大歓迎です！（事前にお電話ください）

※開催日時は第2・第4月曜日 AM10:30 からとなります。（受付 AM10:00～）

ハッピー東京オークション事務局

(株)ハッピープライス 内

TEL: 03-6809-1690

FAX: 03-3431-0406

ご注文 FAX : 03-3431-0406

⑦ハッピープライス転売市場出品リスト注文書

参加者様には、ハッピー東京オークション出品リストをお送りいたします。

出品用タグが必要な方は希望数をご記入ください。(下記 □ にチェックを入れ FAX にてお申し付けください)
追って事務局より、タグを郵送させていただきます。またPC用出品リストが必要な方はメールにてお送り致します。

- 出品タグ、約 枚
- 出品リスト手書用
- 出品リスト PC 用 (Microsoft Excel 版)

■ 貴社名 _____

■ ご担当者名 _____

■ 書送付先ご住所

〒 _____

■ PC 用リスト送付先アドレス _____

ハッピー東京オークション事務局

(株)ハッピープライス 内

TEL : 03-6809-1690

FAX : 03-3431-0406

⑧ハッピープライス転売市場振込指定口座のご案内

【振込先金融機関】りそな銀行 東京中央支店

【科目、口座番号】普通預金 6093987

【口座名義】ハッピープライストウキョウオークション

注意：取引は全て事前振込み・即日現金精算とし、売掛は一切致しません。ただし、やむを得ず買越しとなった場合、買越分の落札品の引き渡しは清算後となります。

ハッピー東京オークション事務局

(株)ハッピープライス 内

TEL: 03-6809-1690

FAX: 03-3431-0406

ハッピープライス転売市場利用にあたっての確約書

株式会社 HAPPY PRICE 宛

当社は、貴社運営のハッピープライス転売市場（以下「本オークション」といいます）利用にあたり、以下の事項を遵守します。

- 1 当社が本オークションにおいて取り扱う商品は、一切の規制法令に違反・抵触せず、規制法令を潜脱するものではなく、民事上・刑事上・行政上の責任追及を受けずに、法令を遵守した上で取得したものに限りします。
- 2 当社は、本オークションを利用するにあたり、貴社の信用を損ねる行為をしません。
- 3 当社は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明及び保証します。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員の他、暴力団関係企業、暴力団準構成員、総会屋若しくは社会運動・政治運動等標ぼうゴロ又はこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）であること。
 - ② 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること。
 - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 4 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを表明及び保証します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方及びその関係会社の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - ⑤ その他、前各号に準ずる行為

平成 年 月 日

住所

会社名